

記入例

提出する年月日

令和〇年〇月〇〇日

（宛先）高松市長

申請者 所在地 高松市〇〇町1-23
名称 株式会社〇〇
代表者職氏名 代表取締役 〇〇

押印不要

高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金事前登録申請書

次のとおり高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けたいので、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金交付要綱第5条の規定により、事前登録を申請します。

奨励金の 交付申請予定額		160,000円		
申請担当	氏名	〇〇 〇〇	電話番号	087-000-0000
			メールアドレス	・ ・ @xx...
インターンシップ実施計画				
受入予定人数（※1）		〈実人数〉5人		
実習生別 受入予定期間 （※2）	1人目（実習生氏名 〇〇 〇〇）		令和8年5月1日～令和8年5月15日（実働5日）	
	2人目（実習生氏名 〇〇 〇〇）		令和8年5月1日～令和8年5月15日（実働2日）	
	3人目（実習生氏名 〇〇 〇〇）		令和8年6月1日～令和8年6月15日（実働2日）	
	4人目（実習生氏名 〇〇 〇〇）		令和8年6月1日～令和8年6月15日（実働2日）	
	5人目（実習生氏名 〇〇 〇〇）		令和8年7月1日～令和8年7月31日（実働5日）	

上限5人

上限5日

（※1）奨励金の交付の対象となるインターンシップにおける実習生の受入予定人数を記載すること。一会計年度において、1申請者につき、実習生5人に係る額を限度とします。

（※2）受入予定期間は、実習生1人につき1日当たり実働4時間以上実施する日について記載し、実習生1人につき実働2日以上とすること。一会計年度において、実習生1人につき5日を限度とします。

↑御留意ください。

事前登録の内容を変更する場合に提出してください。

様式第4号（第7条関係）

令和〇年〇月〇〇日

（宛先）高松市長

申請者 所在地 高松市〇〇町1-23

名称 株式会社〇〇

代表者職氏名 代表取締役〇〇

高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金事前登録変更申請書

令和〇年〇月〇〇日付け高産第〇〇号により高松市J-Startupインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）の事前登録の承諾の通知を受け、**事前登録承諾通知書の日付と文書番号を入力してください。**事前登録の内容について、次のとおり変更したいので、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

変更する事項		実習生氏名、受入予定期間
変更の内容	変更前	①氏名 〇〇 〇〇 ②受入予定期間 〇年〇月〇日～〇年〇月〇日（〇日）
	変更後	①氏名 △△ △△ ②受入予定期間 △年△ 複数の事項を変更する場合は、列記してください。
変更の理由		当初受入予定の実習生がインターンシップを辞退したため。
変更後の奨励金の交付申請予定額		〇〇〇, 〇〇〇円

インターンシップの実施を中止（廃止）する場合に提出してください。

様式第6号（第7条関係）

令和〇年〇月〇〇日

（宛先）高松市長

提出者 所在地 高松市〇〇町1-23

名称 株式会社〇〇

代表者職氏名 代表取締役〇〇

高松市J-Startupインターンシップ実施の中止（廃止）届

令和〇年〇月〇〇日付け高産第〇〇号により高松市J-Startupインターンシップ実施の中止（廃止）届の通知を受けたインターンシップの実施に
事前登録承諾通知書の日付と文書番号を入力してください。したいので、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金交付要綱第7条第3項の規定により提出します。

中止（廃止）の理由	簡潔に記入してください。
中止（廃止）予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
中止の場合の再開予定年月日	令和〇年〇〇月〇〇日

廃止の場合は記入不要

インターンシップの実施終了後に提出してください。

様式第7号（第8条関係）

令和〇年〇月〇〇日

（宛先）高松市長

申請者 所在地 高松市〇〇町1-23
名称 株式会社〇〇
代表者職氏名 代表取締役〇〇

高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金交付申請書兼請求書

高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金（以下「奨励金」という。）の事前登録の承諾を受けたインターンシップの実施が終了したので、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定交付を申請します。なお、要金の額の確定がなされたとき

事前登録承諾通知書（事前承諾変更申請をした場合は、事前登録変更承諾通知書）の「奨励金の事前承諾額」を記入してください。

1 申請者の情報

主たる事業の内容		〇〇の製造		
申請担当	氏名	〇〇 〇〇	電話番号	08-〇〇〇〇〇〇〇〇
	役職	〇〇	メールアドレス	〇〇@〇〇.〇〇〇〇

2 事前承諾の内容

奨励金の事前承諾額	〇〇〇, 〇〇〇円
-----------	-----------

3 交付申請の内容

インターンシップで受け入れた実習生の人数	〈実人数〉5人
交付申請の額	〇〇〇, 〇〇〇円

4 奨励金の振込先口座

（フリガナ）口座名義	カブシキカイシャマルマル ダイョウトリシマリヤ株式会社〇〇 代表取締役 〇	「2 事前承諾の内容」の奨励金の事前承諾額を上限とします。				
金融機関名	〇〇銀行	本店・出張所名	〇〇支店			
預金種目	普通		4	5	6	7

申請者の口座を記入してください。

5 同意欄（□にチェックを記入してください。）

<input checked="" type="checkbox"/>	本申請に当たり、市において申請者の法人登記の情報及び高松市税の納付状況について確認することに同意します。
-------------------------------------	--

6 添付書類

- (1) 実施報告書（様式第8号）
- (2) 誓約書（様式第9号）
- (3) 実習生の身分証明書その他のその身分を証明することのできる書類等の写し

チェックを記入しない場合、発行後3月以内の履歴事項全部証明書、高松市税の滞納無証明書の提出が必要となります。

同意欄にチェックを記入

実施報告書

市内の事業所等で実施するインターンシップが対象です。

		1人目	2人目	3人目	4人目	5人目
実習生情報	氏名	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
	所属	〇〇大学	〇〇株式会社	〇〇（個人事業主）	〇〇大学	無し（〇〇）
実施内容	場所（住所）	（株）〇〇 本社	（株）〇〇 本社	（株）〇〇 本社	（株）〇〇 工場	（株）〇〇 工場
	期間	5月1日 ～5月15日 （実働5日）	5月1日 ～5月15日 （実働2日）	6月1日 ～6月15日 （実働2日）	6月1日 ～6月15日 （実働2日）	7月1日 ～7月31日 （実働5日）
	時間帯	9時00分 ～16時00分 （6時間/日）	13時00分 ～17時00分 （4時間/日）	9時00分 ～16時00分 （6時間/日）	13時00分 ～17時00分 （4時間/日）	13時00分 ～17時00分 （4時間/日）
	取組内容	①〇〇〇〇 ・ ②〇〇〇〇 ・ ③〇〇〇〇 ・ ・ ・	①〇〇〇〇 ・ ②〇〇〇〇 ・ ③〇〇〇〇 ・ ・ ・	①〇〇〇〇 ・ ②〇〇〇〇 ・ ③〇〇〇〇 ・ ・ ・	①〇〇〇〇 ・ ②〇〇〇〇 ・ ③〇〇〇〇 ・ ・ ・	①〇〇〇〇 ・ ②〇〇〇〇 ・ ③〇〇〇〇 ・ ・ ・
	備考					
奨励金の額	日数×単価 （上限5万円/人）	50,000円	20,000円	20,000円	20,000円	50,000円
	計	160,000円（一会計年度につき、上限25万円）				

日により時間帯が異なる場合は、別紙（任意様式）で提出してください。

休憩時間を除き、実働時間を記入してください。（実働4時間以上が対象）

できるだけ具体的に記入してください。

※時間帯及び取組内容について、別紙任意様式での提出も可。

令和〇年〇月〇〇日

（宛先）高松市長

申請者 所在地 高松市〇〇町1-23
名称 株式会社〇〇
代表者職氏名 代表取締役〇〇

誓約書

申請者は、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

記

- 1 申請者は、高松市J-Startupインターンシップ支援奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項各号のいずれにも該当するJ-Startup等選定企業であることに相違ありません。
- 2 申請者は、要綱第8条に規定する奨励金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、本市の市税のうち納期限の到来した税額を滞納している者ではありません。
- 3 申請者は、奨励金の交付の申請の対象とするインターンシップの実施に対して、本市、国、県その他各種団体等から別の補助金等の交付を受けた、又は受ける予定の者ではありません。
- 4 申請者は、交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではありません。
- 5 申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又はインターンシップの実施状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。
- 6 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に奨励金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。